

令和 6 年度

計量業務概要

令和7年8月



富山県計量検定所

ま え が き

計量制度は、社会経済活動の基盤として、産業や文化を発展させ、社会生活の向上に大きく貢献しております。

富山県計量検定所においては、計量法に基づき適正な計量の実施の確保と消費者利益の保護を図るため、各種特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の登録、各事業所への立入検査並びに商品量目の適正化や計量思想の啓発普及に努めてまいりました。

近年、計量制度は、国際的な基準や技術革新への対応、民間活力の導入等の観点から制度の大幅な見直しが行われてきております。

本県においても、この制度改革などにも適切に対応しながら、県民の皆様が豊かで快適な生活が送れるよう、今後とも時代の変化に即応した業務の推進と計量思想の高揚に鋭意努めていくこととしております。

この「計量業務概要」は、令和6年度の当所の業務実績と、計量法上の特定市である富山市と高岡市の業務実績の概略をとりまとめたものです。

本県における計量行政をご理解いただくとともに、関係各位の参考としてご活用いただければ幸いです。

令和7年8月

富山県計量検定所長

谷 畑 滋 英

目 次

I 概 要

1 業 務	2
2 沿 革	
3 組織と所掌事務	

II 業 務

1 計量関係事業の登録等	
(1) 計量関係事業の届出等	4
※ 標章・標識	
(2) 計量関係事業の届出、登録及び指定状況	5
2 計量器の検定	
(1) 器種別検定の実績	6
(2) 検定の推移	
(3) 検定の実施方法	7
※ 基準器の使用有効期間・証印	
3 計量器の検査	
(1) 基準器検査	8
※ 計量器の使用有効期間・証印	
(2) 計量証明検査	9
※ 計量証明検査を受けるべき期間・証印	
(3) 依頼検査	10
(4) 計量器の定期検査	11
4 立入検査	
(1) 商品量目立入検査	15
(2) 計量器の立入検査	18
(3) 計量関係事業者への立入検査	18

5 商品量目試買調査会	19
6 計量思想の普及指導	
(1) 計量記念日事業	20
(2) 研修会・講習会	

Ⅲ 特定市における業務概要

□ 富山市	22
1 計量器の定期検査	
2 立入検査	
□ 高岡市	25
1 計量器の定期検査	
2 立入検査	

I 概 要

1 業 務

富山県計量検定所は、適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的に、計量法に定める業務を行うために設置された行政機関です。

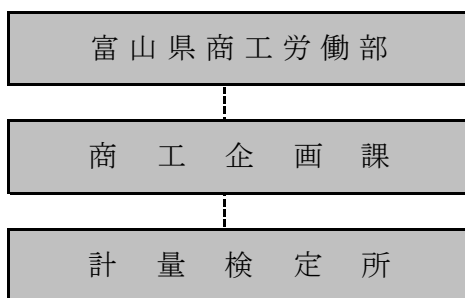
所管区域は県下全域ですが、計量法上の特定市である富山市及び高岡市の権限に係る業務（はかりの定期検査、立入検査）は除かれています。主な所掌事務は、次のとおりです。

- (1) 計量器の検定及び検査
- (2) 計量関係事業者の指導及び立入検査
- (3) 計量思想の啓発普及

2 沿 革

明治25年12月	富山県常置度量衡検定所を県庁内に創設
明治36年12月	富山地方度量衡検定所と改称
明治44年9月	富山県度量衡器検定所と改称
昭和23年6月	富山県度量衡検定所と改称
昭和27年3月	富山県計量検定所と改称
昭和42年4月	検定係、取締係の2係を置く
昭和49年4月	富山市西田地方町の独立庁舎に移転
昭和54年4月	係制を廃し、指導課、検定課の2課を置く
昭和62年4月	富山市新庄町の合同庁舎に移転
平成12年4月	地方分権改革に伴い、計量業務の多くが国の事務から県の自治事務になる
平成17年4月	組織の見直しにより、検定課、指導課の2課制が廃止

3 組織と所掌事務（令和7年3月現在）



所 長

所長代理	1名
副主幹	2名
主 任	1名
会計年度 任用職員	3名

- 計量関係事業の登録、届出等に関する事
- 計量器の検定に関する事
- 基準器検査に関する事
- 計量器の定期検査に関する事
- 計量証明検査に関する事
- 依頼検査に関する事
- 計量器、商品量目の立入検査に関する事
- 計量関係事業者への指導、立入検査に関する事
- 商品量目試買調査会に関する事
- 計量思想の啓発普及に関する事
- 検定・検査に係る研修に関する事

Ⅱ 業 務

1 計量関係事業の届出等

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、計量器の製造、修理、販売を行おうとする者は経済産業大臣又は知事への届出、計量証明の事業を行おうとする者は知事への登録が必要です。

届出製造事業者は経済産業大臣の指定を受けることで、省令に基づく自主検査を行った計量器に基準適合証印を付すことができます。

また、適正な計量管理を行っている者は適正計量管理事業所として指定を受けることができます。

(1) 計量関係事業の届出等の年度別実績

	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	手数料(円)
届出製造事業者	届出	0	0	0	0	0	—
	届出書記載事項変更届	8	9	4	12	7	—
	廃止届	0	0	1	0	1	—
指定製造事業者	指定申請・品質管理検査	0	0	0	0	0	0
	品質管理の方法変更届	10	4	0	0	0	—
	廃止届	0	0	0	0	1	—
届出修理事業者	届出	0	0	0	1	0	—
	届出書記載事項変更届	5	4	4	3	5	—
	廃止届	3	0	0	1	0	—
届出版売事業者	届出	3	7	2	1	2	—
	届出書記載事項変更届	6	11	8	9	12	—
	廃止届	0	3	0	1	0	—
計量証明事業者	登録	1	0	0	0	1	53,800
	登録証の訂正・再交付	0	6	17	4	8	14,000
	登録簿謄本の交付	16	7	12	4	7	5,320
	登録簿の閲覧	0	0	1	0	0	0
	登録申請書記載事項変更届	51	38	42	45	29	—
	事業規程届出書・変更届	45	33	45	53	34	—
	廃止届	0	1	0	1	0	—
適正計量管理事業所	指定	0	0	1	0	0	0
	指定検査	0	0	0	0	0	0
	指定申請書記載事項変更届	21	24	25	14	33	—
	廃止届	10	3	7	2	9	—
計		179	150	169	151	149	73,120

標 章 ・ 標 識

計量証明事業者は、計量証明書に標章を付すことができます(標章 1)。
(ダイオキシン類などの極微量物質についての計量証明事業者の場合は、標章 2)
また、適正計量管理事業所は、標識を掲げることができます。

計量証明事業者(標章 1)



計量証明事業者(標章 2)



適正計量管理事業所



(2) 計量関係事業の届出、登録及び指定状況(R7.3現在)

()は県外届出者数で内数

区 分	製 造		修 理 届 出	販 売 届 出	計量証明 登 録	適正計量管理事業所		合 計
	届 出	指 定				大臣指定	知事指定	
事業所の数	11(5)	2	27	664	65	0	460	1,229
届出等の数	51(22)	3	54	664	90	0	460	1,322
内 訳	・質量計	・ガスメーター	・タクシーメーター	・質量計	・質量	43		
	1類 3	1類 1	6	664				
	2類 3	2類 2	・質量計		・体積	3		
	分銅等 3		1類 5					
	ホッパースケール		2類 3		・熱量	4		
	5(2)		分銅等 1					
	充填用自動はかり		自重計 6		・濃度	22		
	4(2)		ホッパースケール		大気	13		
	コンベヤスケール		2		水	22		
	4(1)		充填用自動はかり		土壌	21		
	自動捕捉式はかり		3		・音圧レベル			
	4(2)		コンベヤスケール		10			
	その他の自動はかり		2		・振動加速度レベル			
	4(2)		自動捕捉式はかり		10			
	・ガスメーター		5					
	1類 1		その他の自動はかり					
	2類 2		4					
	・自動車等給油メーター		・自動車等給油メーター					
	4(3)		1					
	・小型車載燃料油メーター		・小型車載燃料油メーター					
	4(3)		1					
	・大型車載燃料油メーター		・大型車載燃料油メーター					
	3(2)		1					
	・定置燃料油メーター等		・圧力計					
	4(3)		2類 1					
	・微流量燃料油メーター		・濃度計					
	1		1類 4					
	・液化石油ガスメーター		2類 4					
	2 (2)		3類 4					
			・液化石油ガスメーター					
			1					

2 計量器の検定

適正な計量器を供給するため、取引又は証明に使用する計量器はその構造や器差が定められた基準に適合しているかどうかを判定する検定が行なわれます。

本県での検定実績は次のとおりです。

(1) 令和6年度器種別検定の実績

(単位:個)

区 分	製 造 品		修 理 品		計		手数料(円)
	検 定 数	不合格数	検 定 数	不合格数	検 定 数	不合格数	
タクシーメーター (装置検査)	23	2	823	27	846	29	592,200
質 量 計 (はかり)	27	0	18	0	45	0	709,900
ガ ス メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0	0
燃料油メーター	0	0	685	4	685	4	1,582,450
液化石油ガスメーター	1	0	9	0	10	0	64,000
合 計	51	2	1,535	31	1,586	33	2,948,550

(2) 検定の推移

○ 5年間の検定の推移は、次のとおりです。

年 度	検定数(個)	手数料(円)
令和2年度	1,701	2,995,300
令和3年度	2,023	3,969,400
令和4年度	1,817	3,351,650
令和5年度	1,813	3,434,750
令和6年度	1,586	2,948,550

○ 器種別の検定の推移は、次のとおりです。

ア タクシーメーター(装置検査)

年 度	検定数(個)	手数料(円)
令和2年度	895	626,500
令和3年度	835	584,500
令和4年度	868	607,600
令和5年度	878	614,600
令和6年度	846	592,200

エ 燃料油メーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
令和2年度	746	1,706,150
令和3年度	1,107	2,423,250
令和4年度	883	1,918,150
令和5年度	881	1,993,700
令和6年度	685	1,582,450

イ 質量計(はかり)

年 度	検定数(個)	手数料(円)
令和2年度	51	617,650
令和3年度	66	865,650
令和4年度	59	781,100
令和5年度	52	813,650
令和6年度	45	709,900

オ 液化石油ガスメーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
令和2年度	7	44,800
令和3年度	15	96,000
令和4年度	7	44,800
令和5年度	2	12,800
令和6年度	10	64,000

ウ ガスメーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
令和2年度	2	200
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

(3) 検定の実施方法

計量器の検定は、検定所内で行うものと計量器の所在の場所で行うもの(出張検定)があります。
内訳は次のとおりです。

計量器 区 分	検 定 総 数	所 内 検 定		出 張 検 定		備 考
			%		%	
タクシメーター (装置検査)	846	491	58.0	355	42.0	
質 量 計(はかり)	45	7	15.6	38	84.4	
ガスメーター	0	0	—	0	—	
燃料油メーター	685	0	0.0	685	100.0	
液化石油ガスメーター	10	0	0.0	10	100.0	
合 計	1,586	498	31.4	1,088	68.6	

証 印

検定に合格した計量器には、検定証印(タクシメーターは装置検査証印)が付されます。
また、経済産業大臣の指定を受けた「指定製造事業者」が製造した計量器には、検定証印に代わり基準適合証印が付されます。

検定証印

基準適合証印

装置検査証印
(タクシメーター)



計量器の使用有効期間

計量器のなかには、一定期間の経過後修理が必要な計量器があります。
これらの計量器には、検定証印等とともに有効期限を示す年月が付されます。
また、有効期限の定めが無い計量器には、検定証印等を付した年月が付されます。

計量器の種類	有効期間
タクシメーター (装置検査)	1年
質 量 計(はかり)	無し
ガスメーター	10年または7年
燃料油メーター	7年または5年
液化石油ガスメーター	4年

※

※取引・証明に使用する「はかり」は2年毎に定期検査を受けなければなりません。詳しくは11ページをご覧ください。

3. 計量器の検査

(1) 基準器検査

基準器は、検定の際の基準として、または製造・修理事業者が行う検査などの基準として用いられるものです。

検査を受けることができる者は、基準器を用いて行う計量器の検査毎に、届出、登録、指定を受けた事業者、計量士及び計量行政機関に限定されています。

5年間の検査実績は次のとおりです。

単位：個

種 類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	検 査 数	不合格数	検 査 数	不合格数	検 査 数	不合格数	検 査 数	不合格数	検 査 数	不合格数
基準分銅類										
1 級	46	0	95	0	120	0	116	0	123	0
2 級	79	0	120	0	182	0	112	0	206	0
3 級	101	0	131	0	85	0	120	0	79	0
基 準 は か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	0	0	0	6	0	2	0	1	0
基準ガスメーター	56	0	56	0	58	0	51	0	40	0
液 体 メーター用 基 準 タ ン ク	3	0	0	0	4	0	8	0	10	0
合 計	286	0	402	0	455	0	409	0	459	0
手数料(円)	1,339,520		1,450,080		1,707,120		1,499,780		1,514,610	

基準器の使用有効期間・証印

基準器にはその種類ごとに有効期間が定められています。

検査に合格した基準器には、基準器検査証印が付され、器差、使用の方法、有効期間等を記載した基準器検査成績書が発行されます。

基準器の種類	有効期間
基準分銅	鋳鉄製、軟鋼製： 1年 上 記 以 外 ： 5年
基準はかり	3年
タクシーメーター 装置検査用基準器	4年
基準ガスメーター	2年
液 体 メーター用 基 準 タ ン ク	5年

基準器検査証印



(2) 計量証明検査

計量証明事業(貨物の質量・体積や大気・水・土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルを計量し、その結果を証明する事業)の登録を受けた者は、事業に使用する特定計量器について一定期間ごとに知事が行う検査を受けなければなりません。

ただし、計量士(国家資格者)により検査が行われ、合格した旨を知事に届け出た場合は、知事による検査は免除されます。

○ 5年間の検査実績は、次のとおりです。

単位：個

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		備 考
		検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	
県の検査	質 量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	手数料(円)	0		0		0		0		0		
計量士の検査	質 量 計	31	0	16	0	33	0	16	0	29	0	
	濃 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	騒 音 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	振動レベル計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	31	0	16	0	33	0	16	0	29	0	

計量証明検査を受けるべき期間・証印

計量証明検査の周期は、計量証明事業者が登録を受けた日から、計量器の種類に応じ以下のとおりです。

合格した計量器には、計量証明検査済証印と検査を行った年月が付されます。

計量器の種類	検査を受けるべき期間
質量計(はかり)	2年
騒音計	3年
振動レベル計	3年
濃度計 ※	3年

計量証明検査済証印



※ ガラス電極式水素イオン濃度計検出器を除く。

(3) 依頼検査

取引又は証明に使用する計量器は、検定・検査が義務付けられていますが、生産管理用の計量器には検査義務はありません。また、一度検定を受ければその後は検査が不要な計量器(血压計など)もあります。

このような計量器について、定期的に精度確認を行いたいという使用者の要望を受けて、本県では昭和45年度から依頼検査制度を設けて、計量器の任意の検査を行っています。

○ 5年間の検査実績は、次のとおりです。

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		備 考
	検 査 数		検 査 数		検 査 数		検 査 数		検 査 数		
	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	
質 量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
圧 力 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
血 圧 計	8	86	12	151	8	87	11	112	8	89	
合 計	8	86	12	151	8	87	11	112	8	89	
手数料(円)	28,220		37,740		28,220		33,340		27,880		

(4) 計量器の定期検査

計量器のうち、質量計(はかり、分銅など)は、2年に1度検査を受けることが義務付けられています。

この定期検査は、県又は特定市(富山市・高岡市)の長が実施しますが、計量士(国家資格者)も行うことができます(定期検査に代わる計量士の検査)。

計量士による検査を受け合格したときは、その旨を定期検査実施日までに県知事又は特定市の長に届け出るにより、定期検査が免除されます。

本県では、特定市を除き、県下を2つの地域(東部、西部)に分けて隔年ごとに実施しています。(富山市・高岡市は計量法上の特定市として独自に検査を実施しています。)

ア. 5年間の推移(県が実施した検査)

区 分	検 査 戸 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	備 考
令和2年度	481	1,356	12	0.6	西部 5市
令和3年度	410	784	6	0.9	東部 3市4町1村
令和4年度	456	1,363	11	0.8	西部 5市
令和5年度	399	746	5	0.7	東部 3市4町1村
令和6年度	488	1,425	26	1.8	西部 5市

イ. 令和6年度器種別検査成績

区 分	検 査 器 種	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	備 考
県 の 検 査	電気式はかり	568	22	3.9	
	手動天びん	0	0	—	
	等比皿手動はかり	0	0	—	
	棒はかり	0	0	—	
	その他の手動はかり	58	0	0.0	
	ばね式指示はかり	475	4	0.8	
	手動指示併用はかり	9	0	0.0	
	その他の指示はかり	2	0	0.0	
	小 計	1,112	26	2.3	
	分 銅	26	0	0.0	
お も り		287	0	0.0	
合 計		1,425	26	1.8	
計量士の検査	電気式はかり	1,817	6	0.3	(内、ひょう量2t超176台)
	手動天びん	0	0	—	
	等比皿手動はかり	0	0	—	
	棒はかり	0	0	—	
	その他の手動はかり	82	0	0.0	
	ばね式指示はかり	210	4	1.9	
	手動指示併用はかり	1	0	0.0	
	その他の指示はかり	33	0	0.0	
	小 計	2,143	10	0.5	
	分 銅	0	0	—	
お も り		219	0	0.0	
合 計		2,362	10	0.4	

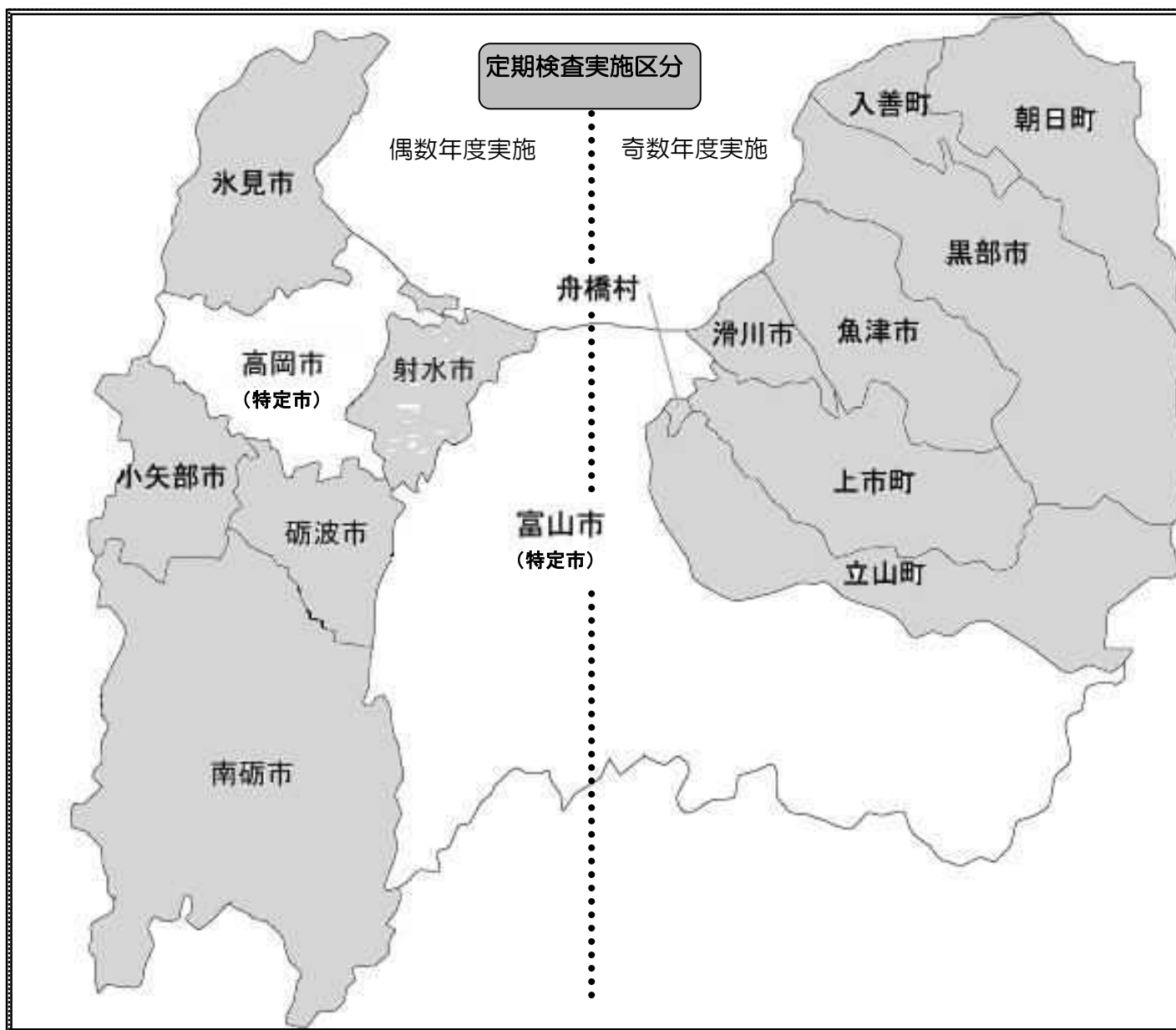
ウ 県の定期検査内訳(令和6年度)

検査区分	項 目	検査日数(日)		検査人員	検査件数	検査手数料	はかりの種類(台)									分銅	おもり	合計
		総日数	二次検査				電気式はかり	手動天びん	等比皿手動はかり	棒はかり	その他の手動はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他の指示はかり	小計			
	市町村名			(人)	(戸)	(円)										(個)	(個)	
集合	氷見市	9.0		30	101	166,470	69	0	0	0	9	90	1	0	169	0	47	216
	砺波市	5.0		18	72	106,020	51	0	0	0	6	45	0	0	102	0	32	134
	小矢部市	3.0		9	42	63,000	28	0	0	0	6	28	1	0	63	2	28	93
	南砺市	10.0		34	113	361,820	176	0	0	0	30	163	3	1	373	15	142	530
	射水市	9.5		33	156	271,570	133	0	0	0	7	103	1	1	245	4	38	287
	計	36.5	0.0	124	484	968,880	457	0	0	0	58	429	6	2	952	21	287	1,260
所在場所	砺波市	0.5		6	1	91,600	44	0	0	0	0	26	2	0	72	0	0	72
	小矢部市	0.5		4	1	45,650	26	0	0	0	0	1	1	0	28	5	0	33
	南砺市	1.5		13	2	87,500	41	0	0	0	0	19	0	0	60	0	0	60
	計	2.5	0.0	23	4	224,750	111	0	0	0	0	46	3	0	160	5	0	165
	合 計	39.0	0.0	147	488	1,193,630	568	0	0	0	58	475	9	2	1,112	26	287	1,425

エ 計量士の検査内訳(令和6年度)

単位：台

項 目 市町村名	検 査 件 数 (戸)	検 査 台 数					小型はかり(ひょう量2t以下)								大型はかり(ひょう量2t超)			小 計	分 銅 (個)	おも り (個)	合 計
		2 t 以下	1 0 t 以下	3 0 t 以下	5 0 t 以下	5 0 t 超	電 気 式 は かり	手 動 天 び ん	等 比 皿 手 動 は かり	棒 は かり	そ の 他 の 手 動 は かり	ば ね 式 指 示 は かり	手 動 指 示 併 用 は かり	そ の 他 の 指 示 は かり	電 気 式 は かり	そ の 他 の 手 動 は かり	そ の 他 の 指 示 は かり				
氷見市	58	256	1	4	12	1	170	0	0	0	2	54	0	30	18	0	0	274	0	114	388
砺波市	114	424	8	3	10	－	343	0	0	0	28	53	0	0	21	0	0	445	0	85	530
小矢部市	79	226	1	4	15	－	186	0	0	0	16	23	1	0	20	0	0	246	0	0	246
南砺市	104	349	2	4	11	－	305	0	0	0	9	35	0	0	17	0	0	366	0	20	386
射水市	155	712	61	5	30	4	637	0	0	0	27	45	0	3	100	0	0	812	0	0	812
合 計	510	1,967	73	20	78	5	1,641	0	0	0	82	210	1	33	176	0	0	2,143	0	219	2,362



4 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量関係事業者、商店及び工場・事業所などへ立入り、商品の量目検査、使用中の計量器の確認及び計量管理の指導を行っています。

(1) 商品量目立入検査 【前期】

令和6年8月1日～8月7日

実働

5日間

延べ人員

13名

項 目 商品分類			検査戸数	不適正		検査個数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因		
				戸数	率(%)		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥などの自然減量	その 他
								個数	率(%)				
特 定 商 品	食肉類	食肉	9	1	11.1	200	1	198	1	0.5	0	0	1
		食肉加工品	1	0	0.0	21	0	21	0	0.0	0	0	0
	魚介類	魚介類	10	1	10.0	171	0	167	4	2.3	4	0	0
		魚介類加工品	10	1	10.0	88	0	86	2	2.3	0	2	0
	野菜	野菜	9	2	22.2	198	0	181	17	8.6	0	17	0
		野菜の加工品	1	0	0.0	5	0	5	0	0.0	0	0	0
	農産物の漬物		0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	
	果実	果実	2	0	0.0	20	0	20	0	0.0	0	0	0
		果実の加工品	6	0	0.0	35	0	35	0	0.0	0	0	0
	調理食品	調理食品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		つくだに	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		その他の調理食品	10	0	0.0	222	0	222	0	0.0	0	0	0
	茶 類		8	0	0.0	72	1	71	0	0.0	0	0	0
	菓子類		5	0	0.0	35	0	35	0	0.0	0	0	0
	精米及び精麦		1	0	0.0	5	0	5	0	0.0	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)		6	0	0.0	40	0	40	0	0.0	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品		4	0	0.0	20	0	20	0	0.0	0	0	0
	めん類		8	0	0.0	55	0	55	0	0.0	0	0	0
	調味料類		4	0	0.0	30	0	30	0	0.0	0	0	0
	その他	食 品	6	0	0.0	40	0	40	0	0.0	0	0	0
		非 食 品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
非特定商品			0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	
合 計			100	5	5.0	1257	2	1231	24	1.9	4	19	1

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査個数	不適正		不適正事業者の措置		
				戸数		率(%)			個数	率(%)	現場での 口頭注意	文書等に よる指導	勧告 法第15条
		延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数						
5	13	100	10	5	5	5.0	50.0	1257	24	1.9	3	2	0

注) 不適正戸数とは、量目不足商品の数が検査個数に占める割合が5%を超えた店舗数。

量目不足とは、計量法に定められた量目公差(17ページ参照)を超える不足をいう。

【後期】

令和6年12月2日～12月9日

実働

5日間

延べ人員

10名

項 目 商品分類			検査戸数	不適正		検査個数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因		
				戸数	率(%)		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥などの自然減量	そ の 他
								個数	率(%)				
特 定 商 品	食肉類	食肉	9	0	0.0	169	0	169	0	0.0	0	0	0
		食肉加工品	5	0	0.0	32	0	32	0	0.0	0	0	0
	魚介類	魚介類	10	1	10.0	179	0	174	5	2.8	5	0	0
		魚介類加工品	10	0	0.0	90	0	90	0	0.0	0	0	0
	野菜	野菜	10	2	20.0	202	0	198	4	2.0	1	3	0
		野菜の加工品	3	0	0.0	15	0	15	0	0.0	0	0	0
	農産物の漬物		0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	
	果実	果実	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		果実の加工品	3	0	0.0	20	0	20	0	0.0	0	0	0
	調理食品	調理食品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		つくだに	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		その他の調理食品	10	2	20.0	215	0	203	12	5.6	12	0	0
	茶 類		8	0	0.0	55	0	55	0	0.0	0	0	0
	菓子類		5	0	0.0	65	1	64	0	0.0	0	0	0
	精米及び精麦		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)		7	0	0.0	50	0	50	0	0.0	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品		6	0	0.0	45	0	45	0	0.0	0	0	0
	めん類		6	0	0.0	50	1	49	0	0.0	0	0	0
	調味料類		7	0	0.0	35	0	35	0	0.0	0	0	0
	その他	食 品	6	0	0.0	35	2	33	0	0.0	0	0	0
		非 食 品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
非特定商品			0	0	—	0	0	0	—	0	0	0	
合 計			105	5	4.8	1,257	4	1,232	21	1.7	18	3	0

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査個数	不適正		不適正事業者の措置		
				戸数		率(%)			個数	率(%)	現場での 口頭注意	文書等に よる指導	勸告 法第15条
		延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数						
5	10	105	10	5	3	4.8	30.0	1,257	21	1.7	2	1	0

注) 不適正戸数とは、量目不足商品の数が検査個数に占める割合が5%を超えた店舗数。

量目不足とは、計量法に定められた量目公差(17ページ参照)を超える不足をいう。

主な商品と量目公差

量目公差は、表示量に対して実量が不足している場合に適用され、商品の種類とその表示量により、以下のとおり定められています。

量目公差表【1】

主な商品	表示量	量目公差
食肉、ハム、ウインナー、塩たらし、塩かずのこ、精米、もち、お茶、コーヒー、菓子など	5g 以上 50g以下	4%
	50gを超え 100g以下	2g
	100gを超え 500g以下	2%
	500gを超え 1kg以下	10g
	1kgを超え 25kg以下	1%

量目公差表【2】

主な商品	表示量	量目公差
惣菜などの調理食品、野菜、漬物、果物、乾めん、魚、貝、乾燥魚介類など	5g 以上 50g以下	6%
	50gを超え 100g以下	3g
	100gを超え 500g以下	3%
	500gを超え 1kg以下	15g
	1kgを超え 25kg以下	1%

内容量が表示量を超える「過量」のものについては、以下の範囲に収めるよう指導しています。

	誤 差
5g 以上 50g以下	5g
50gを超え 300g以下	10%
300gを超え1000g以下	30g
1000gを超えるとき	3%

(2) 計量器の立入検査

ア. 水道メーター

検査期日 令和6年8月19日、20日(2日間)

検査人員 延べ4名

種 類	項 目	検 査			不 適 正			備 考
		事業者数	事業者数	率(%)	台 数	台 数	率(%)	
	台帳検査	2	0	0.0	19,188	0	0.0	

イ. 石油ガスメーター

検査期日 令和6年8月28日、29日、9月3日、5日、10日(5日間)

検査人員 延べ10名

種 類	項 目	検 査			不 適 正			備 考
		事業者数	事業者数	率(%)	台 数	台 数	率(%)	
	台帳検査	15	0	0.0	7,998	0	0.0	

ウ. 燃料油メーター

検査期日 令和6年8月28日、9月3日、5日、10日(4日間)

検査人員 延べ8名

種 類	項 目	検 査			不 適 正			備 考
		事業者数	事業者数	率(%)	台 数	台 数	率(%)	
	台帳検査	5	0	0.0	40	0	0.0	

(3) 計量関係事業者への立入検査

ア. 指定製造事業者

検査期日 令和6年11月19日、20日(2日間)

検査人員 延べ6名

検査工場数 2工場3区分 (各 ガスメーター第1類、ガスメーター第2類)

検査結果 適正に実施されていた。

検査期日 令和7年3月12日(1日間)

検査人員 延べ4名

検査工場数 1工場2区分 (ガスメーター第1類、ガスメーター第2類)

検査結果 適正に実施されていた。

5 商品量目試買調査会

一般消費者の方々に実際に商品の量目を調査してもらうことにより、身近な商店における商品量目の実態把握を通して、適正計量の重要性の再認識と計量思想の普及向上を図ることを目的としています。

実施期間 令和6年11月5日

実施会場 1会場(1町)

参加調査員 6名

商品量目試買調査会結果

商品名	項目	調査個数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉		6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
食肉の加工品		6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
惣 菜		6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
麺 類		6	0	0.0	4	66.7	2	33.3
菓 子 類		6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
そ の 他		6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
合 計		36	0	0.0	34	94.4	2	5.6

注) 不足とは、計量法に定められた量目公差を超える不足をいう。
超過とは、ガイドラインに定める誤差範囲を超える過量をいう。

【市町村ごとの内訳】

市町村	項目	参加人員	調査件数	不 足		正 量		超 過	
				件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
上市町		6	36	0	0.0	34	94.4	2	5.6
合 計		6	36	0	0.0	34	94.4	2	5.6

6 計量思想の普及指導

計量思想の普及啓発と適正計量の推進を図るため、県、特定市である富山市・高岡市及び公益社団法人富山県計量協会が協力して各種の事業を行っています。

(1) 計量記念日事業（計量記念日：11月1日）

事業区分	日時・場所	内 容
商品量目試買調査会 (富山市)	令和6年11月8日	参加者が購入してきた食料品の内容量を測り、表記された内容量どおりであるか調査を行うことにより、日常生活と深いかわりをもつ計量についての認識を高めるために実施した。(参加者12名)
ポスターの掲示 (県・富山市 高岡市・計量協会)	令和6年10月初旬 ～ 11月下旬	計量記念日ポスターの掲示 掲示場所：県内主要官公署など県内一円に掲示。
懸垂幕の掲示 (富山市)	・富山市 令和6年10月28日 ～ 11月8日	富山市庁舎に、計量記念日・計量強調月間周知懸垂幕を掲示した。

(2) 講習会・研修会

ア 県・特定市が委託したもの

事業区分	日時・場所	内 容
計量検査人材確保 研修会 (委託者 ：県・富山市・高岡市) (受託者：計量協会)	①令和6年5月28日 計量検定所会議室 ②令和6年6月18日 計量検定所会議室 ③令和6年12月17日 計量検定所会議室	計量検査業務に携わる人材の確保・育成につなげるため、県内企業に潜在する計量士の掘り起こしとともに、計量検査に携わってもらうための研修を開催した。 実習 受講者数 3名 実習 受講者数 3名 座学 受講者数 3名

イ 検定所職員が講師となったもの

事業区分	日時・場所	内 容
主任計量者講習会	令和6年5月16日 計量検定所会議室	「計量証明に必要な知識経験を有する事に関する基準」に基づく試験の実施にあたり、受験者に対し計量証明事業の概要等について講習を行った。 区分：質量 参加者 14名

Ⅲ 特定市における業務概要

富山市業務概要 (特定市の指定 昭和42年4月)

令和6年3月31日現在

1 計量器の定期検査

(1) 実施状況

区 分	実施延人員	実施日数	実施戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集 合 検 査	26	5	213	376	9	2.4
所在場所検査	9	3	4	96	5	5.2
持 込 検 査	12	6	10	11	0	0.0
計	47	14	227	483	14	2.9

(2) 器 種 別 状 況

区 分	検 査 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 (%)
電気式はかり	290	12	4.1
手動天びん	0	0	0.0
等比皿手動はかり	0	0	0.0
棒はかり	2	0	0.0
その他の手動はかり	3	0	0.0
ばね式指示はかり	172	2	1.2
手動指示併用はかり	1	0	0.0
その他の指示はかり	0	0	0.0
おもり・分銅	15	0	0.0
計	483	14	2.9

(3) 定期検査に代わる計量士の検査

検査計量士 9名
 検査戸数 413件
 検査個数(おもり・分銅を含む) 2130台 (不合格 12台)

2 立入検査

(1) 特 定 計 量 器

	検査戸数	検査器数	不適合器数	不適合率(%)	備 考
LPガスメーター	6	15,574	0	0.0	

(2) 商 品 量 目

(前 期)

(内容量表記商品)

項 目 商品名	検査戸数	検査件数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉	4	48	0	0.0	48	100.0	0	0.0
食肉の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
魚 介 類	4	28	0	0.0	28	100.0	0	0.0
魚介類の加工品	2	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
野 菜	5	44	0	0.0	44	100.0	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の漬物	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果 実	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果実の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 理 食 品	4	40	0	0.0	40	100.0	0	0.0
茶 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓 子 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精 米 及 び 精 麦	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
め ん 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 味 料 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	19	170	0	0.0	170	100.0	0	0.0

(後 期)

(内容量表記商品)

項 目 商品名	検査戸数	検査件数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉	6	78	0	0.0	78	100.0	0	0.0
食肉の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
魚 介 類	3	35	0	0.0	35	100.0	0	0.0
魚介類の加工品	2	20	0	0.0	20	100.0	0	0.0
野 菜	6	85	4	4.7	81	95.3	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の漬物	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果 実	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果実の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 理 食 品	5	70	10	14.3	60	85.7	0	0.0
茶 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓 子 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精 米 及 び 精 麦	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
め ん 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 味 料 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	22	288	14	4.9	274	95.1	0	0.0

高岡市業務概要

(特定市の指定 昭和44年7月)

1 計量器の定期検査

実 施 状 況 特定市による検査

検査戸数 58 戸

検査個数 91 個

定期検査に代わる計量士の検査

検査計量士 6 名

検査戸数 186 戸

検査個数(おもり・分銅を含む) 955 個

2 立入検査

商 品 量 目

(前 期)

(内容量表記商品)

項 目 商品名	検査戸数	検査件数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉	4	54	0	0.0	54	100.0	0	0.0
食肉の加工品	2	6	0	0.0	6	100.0	0	0.0
魚	4	45	0	0.0	45	100.0	0	0.0
魚の加工品	4	15	0	0.0	15	100.0	0	0.0
野 菜	4	59	7	11.9	52	88.1	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果 物	1	3	0	0.0	3	100.0	0	0.0
果物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 理 食 品	4	62	4	6.5	58	93.5	0	0.0
つ く だ に	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の調理食品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
茶 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓 子 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精米及び精麦類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類) の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
め ん 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 味 料 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	23	244	11	4.5	233	95.5	0	0.0

(後 期)

(内容量表記商品)

項 目 商品名	検査戸数	検査件数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉	3	30	0	0.0	30	100.0	0	0.0
食肉の加工品	3	26	0	0.0	26	100.0	0	0.0
魚	4	51	0	0.0	51	100.0	0	0.0
魚の加工品	2	11	5	45.5	6	54.5	0	0.0
野 菜	4	52	5	9.6	47	90.4	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果 物	2	12	0	0.0	12	100.0	0	0.0
果物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 理 食 品	1	3	0	0.0	0	0.0	3	100.0
つ く だ に	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の調理食品	4	59	9	15.3	50	84.7	0	0.0
茶 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓 子 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精米及び精麦類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
め ん 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 味 料 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	23	244	19	7.8	222	91.0	3	1.2